

平成24年9月12日

関係各位

静岡労働局労働基準部
賃金室長

静岡県最低賃金について

平素より、賃金行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低基準を定め、使用者はその最低賃金額以上の額を支払わなければならないとする制度であります。静岡労働局におきましても、日頃から最低賃金の周知徹底に取り組んでいるところであります。

このたび、静岡県最低賃金（地域別最低賃金）が改定となり、本日、別紙のとおり報道機関等に発表したところであります。つきましては、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、機関紙（誌）、ホームページへの掲載等による幅広い周知につきまして、御高配を賜りたくお願い申し上げます。（下記の掲載文例についても御活用ください。）

なお、ポスター・リーフレット等については別途送付いたします。

《掲載文例》 「静岡県最低賃金」改正のお知らせ

静岡県内の事業場で働く（パート・アルバイト等含む）すべての労働者に適用される「静岡県最低賃金」が改正され、平成24年10月12日から、時間額735円となりました。特定の産業には産業別最低賃金が定められています。お問い合わせは、静岡労働局賃金室（電話054-254-6315）又はお近くの労働基準監督署まで。

静岡労働局ホームページ（<http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>）

<担当>

静岡労働局労働基準部賃金室

〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階

電話 054-254-6315

Fax 054-221-7038



平成24年度静岡県最低賃金の改正決定について
(7円の引上げ、時間額735円)

1 静岡県内の事業場で働くすべての労働者に適用される地域別最低賃金である「静岡県最低賃金」は、静岡地方最低賃金審議会の改正答申どおり決定し、静岡労働局長(麻田 千穂子)は、平成24年9月12日付け官報に公示し、平成24年度の静岡県最低賃金について、下記のとおり、改正決定した。

2 改正された静岡県最低賃金の発効日(効力発生日)の、本年10月12日(金)からは、静岡県内で事業を営む、または静岡県内の事業場に労働者を派遣する使用者は、その使用する労働者に対し、時間額735円以上の賃金を支払わなければならない。

なお、静岡県最低賃金の改正の推移は、別添の「静岡県最低賃金(地域別最低賃金)改正の推移」のとおりである。

記

改正額 (時間額)	改正前金額 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生年月日
735円	728円	7円	0.96%	平成24年10月12日

静岡県最低賃金（地域別最低賃金）改正の推移

				発効年月日
	時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
平成15年度	671	0	—	H14. 10. 1
平成16年度	673	2	0. 30	H.16.10. 1
平成17年度	677	4	0. 59	H.17.10. 1
平成18年度	682	5	0. 74	H.18.10. 1
平成19年度	697	15	2. 20	H.19.10. 26
平成20年度	711	14	2. 01	H.20.10. 26
平成21年度	713	2	0. 28	H.21.10. 26
平成22年度	725	12	1. 68	H.22.10. 14
平成23年度	728	3	0. 41	H.23.10. 14